「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」 構 築 推 進 の た め の 取 組 状 況 に つ い て

1 要旨

国は、障害福祉計画に係る基本指針(※¹)において、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害<u>にも対応した地域包括</u>ケアシステム」(以下<u>「に</u>も包括」という。※²)の構築を進めることとしている。

これを踏まえ、区では、第6期北区障害福祉計画において、保健・医療・福祉関係者による協議の場(以下「協議の場」という。)を通じて、にも包括の構築を進めることを目標に掲げたところである。

このたび、協議の場を設置・開催し、にも包括の構築に向けた検討を開始したので、開催状況や今後の取組予定等について報告する。

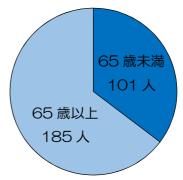
- ※1 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和2年厚生労働省告示第213号)
- ※² にも包括は、高齢期におけるケアを念頭に論じられている地域包括ケアシステムにおける、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障害者のケアに応用したもの。イメージは、参考資料のとおり。

2 にも包括の構築が求められる背景

現在、精神病床における長期入院患者への対応や増加が顕著な精神障害者への支援が課題となっている。このような状況の中、区では、国の基本指針に即して、入院医療から地域生活への移行及び地域での安心した生活を支援することができるよう、にも包括の構築を目指していくこととした。なお、にも包括の構築に当たっては、精神障害者のみならず、地域生活を営む上で支援を必要とするすべての人に対応するシステムづくりが求められている。

(1) 精神病床における長期入院患者 精神科病院に入院している患者のうち、 入院期間が1年以上の北区民は286人。 そのうち、65歳以上が185人(約65%) であり、高齢長期入院者への対応が課題と なっている。

精神科長期入院患者の状況



出典:ReMHRAD(地域精神保健医療福祉資源分析データベース) (令和元年度 6 月 30 日時点)

(2)精神障害者の増加

精神障害者保健福祉手帳の取得者数は増加が顕著であり、平成 28 年度末の 2,678 人に比べ、令和 3 年 11 月末時点で 3,736 人と約 40%増となっている。

障害者手帳所持者数の推移(単位:人)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年11月	伸び率 (対28年度)
精神障害者	2,678	2,875	3,090	3,394	3,584	3,736	40%
身体障害者	12,142	11,987	12,007	11,871	11,909	11,847	-2%
知的障害者	2,218	2,278	2,349	2,407	2,490	2,526	14%

(平成28年度~令和2年度は各年度末時点)

3 にも包括構築推進のための協議の場について

にも包括の構築に当たっては、計画的に地域の基盤整備を進めるとともに、 協議の場を通じて、医療機関、事業者、当事者・家族、ピアサポーター等との 重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要である。

このため、第6期北区障害福祉計画に基づき、精神科病院から地域生活への移行に向けた支援に関する地域の課題や対応策を検討することを主な目的として、実効性のある現場レベルの協議の場を作り、にも包括の構築を目指していくこととした。

(1) 名称

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のための協議の場

(2)協議事項

- 現場担当者との意見交換及び情報共有
- 地域の課題や対応策、今後の取組
- その他にも包括構築推進のために必要な事項



写真:にも包括構築推進のための協議の場の様子

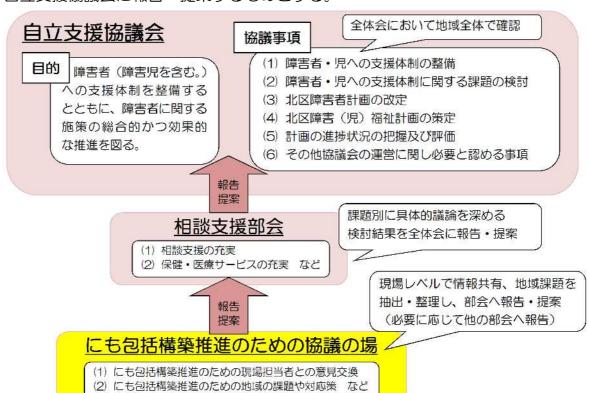
(3)参加者の構成(令和3年度)

No.	区分	備考		
1	学識経験者	東洋大学 吉田光爾教授		
2	医療	精神科医療機関		
3	区原	訪問看護ステーション		
4	保健健康支援センター)			
5		障害者基幹相談支援センター		
6	- - 福祉	相談支援事業所(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援等		
7	↑⊞ ↑IL	障害福祉サービス事業所(グループホーム・短期入所・就労継続支援等		
8		生活福祉課(退院促進支援員)		
9	事務局	障害者地域活動支援室 支援センターきらきら		
10	争幼问	障害福祉課 (障害相談係)		
11	アドバイザー	東京都立精神保健福祉センター		
12	7 1 7 1 9 -	東京都精神障害者地域移行促進事業 地域移行コーディネーター (相談支援センターあらかわ)		

[※] 今後は、検討内容等必要に応じて、その他の関係者・機関、障害当事者・家族・ ピアサポーターを招集する予定。

(4) 自立支援協議会との関係

にも包括構築推進のための協議の場は、相談支援部会を経由して検討結果を 自立支援協議会に報告・提案するものとする。



4 令和3年度の取組状況

協議の場の開催状況は以下のとおり。

日時	内 容			
6月14日	第1回協議の場			
	『北区の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」をみん			
	なで考える研修会 ~誰もが安心して自分らしく暮らせる北区を			
	目指して~ 』を東京都精神障害者地域移行促進事業の受託事業者			
	(相談支援センターあらかわ)主催により実施。			
	・地域移行に向けた支援に関する区の現状と課題を共有			
	・協議の場を設置・継続して開催することを説明し、合意を得た。			
11月9日	第2回協議の場			
	・精神科病院の長期入院患者の事例検討を通じて、北区の取組や			
	地域生活を支えるために必要なことを情報共有、検討			

5 令和4年度の取組予定

令和 4 年度は、協議の場を通じて、さらに区と医療機関、障害福祉・介護 事業者等との連携体制を強化するとともに、にも包括構築に係る事業を拡充 していく。

No.	事業内容
1	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催
	主に退院可能な精神障害者の地域生活への移行や定着を促進するため、
	保健・医療・福祉関係者等の現場担当者と意見交換、課題の共有、支援体
	制の充実に関する検討を行う。
2	地域移行に関する実態調査の実施【新規】
	都内の精神科病院に入院している区民の実態調査(アンケート調査及び
	医療相談室への訪問調査)を実施し、長期入院の課題をアセスメントする。
3	精神保健福祉サービスに関するリーフレットの作成・配布【新規】
	地域生活に必要な社会資源を紹介するリーフレットを作成し、精神科病
	院、障害福祉サービスの指定一般相談支援事業所、区内の障害相談窓口等
	で配布する。
	ピアサポーター養成・ピアサポート活動の推進【新規】
4	障害者自身が当事者視点に立って他の障害者の支援を行うピアサポー
	ターを養成するための講座を実施する。また、退院後の地域生活移行に関
	する不安の解消や知識の習得、地域とのつながりの構築が図れるよう、ピ
	アサポーターが精神科病院にて地域生活に関する体験談等を伝える活動
	を行う。

No.	事業内容		
5	地域移行・地域定着の促進の取組強化(障害者基幹相談支援センタ		
	ー業務の機能強化)		
	障害者基幹相談支援センターに新たに精神保健福祉士等の専門資格を		
	持つ職員を増員し、支援の充実を図る。		

※ 本取組は、令和4年度予算の成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更になる場合がありますので、ご了承ください。